

# 令和 6 年度 都留市文化財審議会 (第 1 回会議) 資料 4

---

「都留市文化財保存活用地域計画について」

資料 4

## 都留市文化財保存活用地域計画について／文化財保存地域計画・概要

本市の文化財の保存・活用に関する基本的なアクションプランである「文化財保存活用地域計画」を策定する。本計画において、本市の目指す将来的なビジョンや具体的な事業を設定し、計画的に取組を図り、継続性・一貫性のある保存・活用を促進する。また、地域住民、民間団体等の柔軟な活用や地域住民のコミュニティ強化を盛り込むものとする。また、策定にあたっては、第7次長期総合計画や防災計画といった、関連性のある他計画と整合を図り、市が一体的に文化財保存・活用への理解を深めていくことを目的とする。

●計画策定スケジュール（イメージ）　令和6年度 文化財審議会における協議、策定における事前準備

#### ▶計画作成自治体視察【県外：神奈川県伊勢原市】

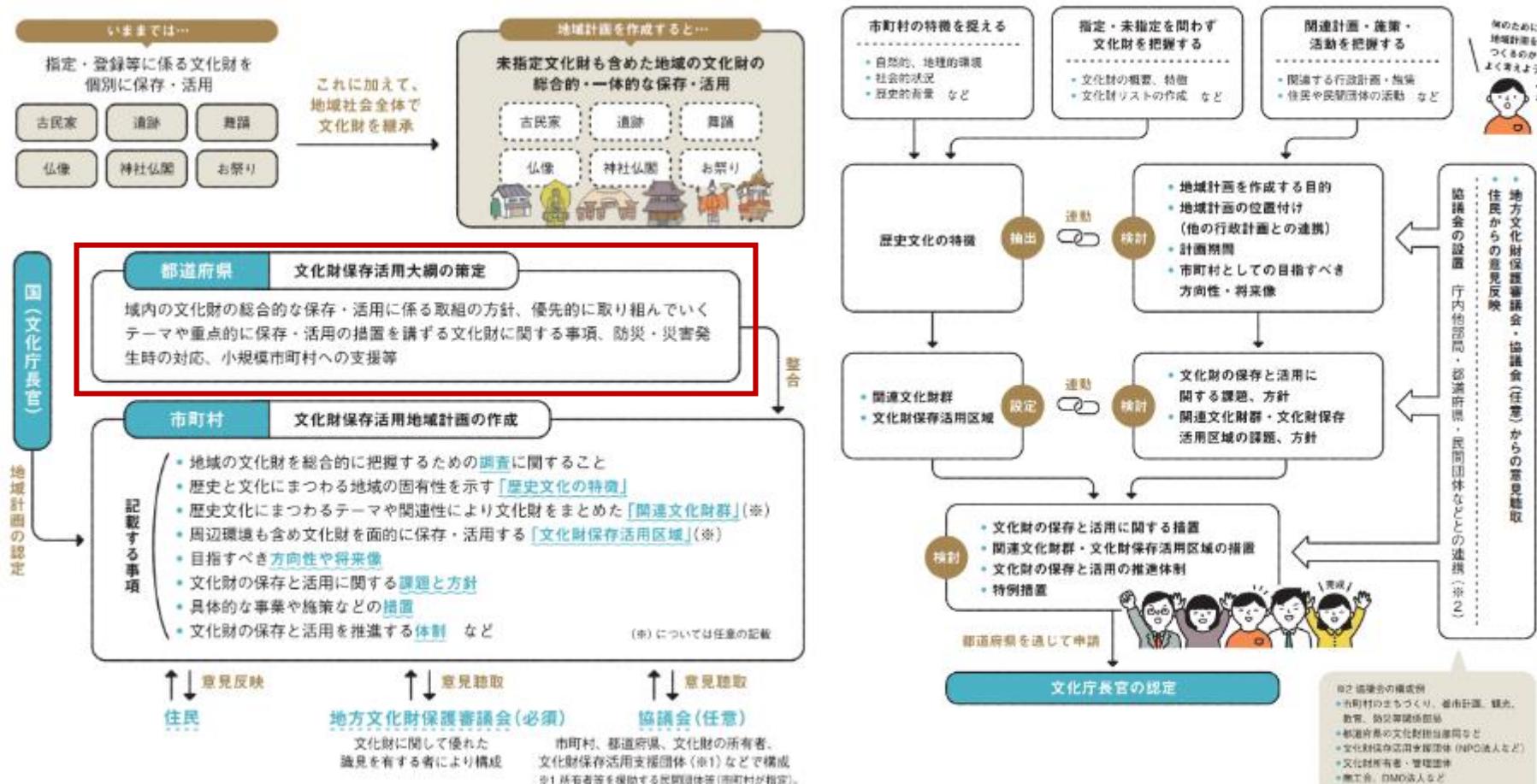
令和7年度 下記補助金活用に向けた実施計画策定及び申請 (12月)

令和8年度 計画策定 ※現地調査等含む（策定の体裁については検討。また第7次長期との整合）

令和9年度（第7次長期スタートと同年～） 計画運用

●活用予定補助制度 文化芸術振興費補助金 ※地域文化財総合活用推進事業（文化財保存活用地域計画作成）を対象

\*補助率50%（見込み）\*対象期間：単年度



# 都留市文化財保存活用地域計画について／山梨県文化財保存活用大綱・概要

## 山梨県文化財保存活用大綱の概要

### 大綱の目的と位置付け

- 【目的】**これまでの文化財を保護するための取り組みに加え、今後、さらなる文化財の保存・活用を進めていくうえで求められる共通の基盤・指針となる大綱を策定する。
- 【位置付け】**文化財保護法第183条の2第1項の規定に基づく、本県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の方向性を示す。



行政や文化財所有者だけでなく、民間団体など多様な関わりによる地域一体の取り組みにより文化財の保存が図られ、まちづくりや地域振興へ活用されている。

### 本県の現状と主な課題

#### 1 文化財の継承・維持管理に関する現状

- 有形文化財の所有者や管理者が高齢化あるいは代替わりしたことにより、継承が難しくなってきている。
- 無形民俗文化財は、後継者不足により、地域における存続が危ぶまれている。
- 経済的理由や担い手不足により、十分な維持管理や防災・防犯対策が難しくなってきている。

#### 【課題】

- 地域社会全体で文化財を保存・活用する基盤を形成する必要がある。
- 維持管理に対する支援や、文化財の保存に対する地域住民の意識啓発、文化財の防犯・防災対策のマニュアル化等が必要である。
- 将来に向け、文化財の継承・維持管理のための博物館等の資料保存環境など、空間確保を合わせて考えていく必要がある。

#### 2 文化財の価値の共有化に関する現状

- 多様な文化財に対して、個々の文化財の価値や魅力が十分伝えられていない。

#### 【課題】

- 文化財の保存・活用を図る基盤を確立するためには、住民の自地域の文化財に対する理解を深め、価値の共有化を図る必要がある。
- 文化財の価値の共有化により、郷土愛や自地域のアイデンティティーの確立に繋げる必要がある。
- 住民の理解を促し価値の共有化を図るために、文化財行政職員の専門スキルに加え、広報などに関するスキルを高めること、また、住民に向けたソフト事業などをを行う必要がある。

#### 3 文化財の活用に関する現状

- 文化財を活用した地域活性化への取り組みが十分ではない。
- 博物館施設など、公開活用の核となる組織体制が不十分。

#### 【課題】

- 地域住民はもとより、誰にとっても理解しやすい解説の整備や多言語化など、価値や魅力を伝えられる情報発信に努める必要がある。
- 文化財の活用を図るための事業の企画や実施に関する専門スキルをもった人材が不足しており、そうした人材の確保に向け、育成や掘り起こしなどを図る必要がある。
- 限られた予算のなか、効果的に文化財の活用を図るために、広域的な連携による取り組みや、観光・まちづくり施策などの連携、民間団体など多様な関係者との連携した取り組みが必要である。
- 連携した取り組みを促進するため、コーディネーターとしての役割を果たす人材などが必要である。

### 方向性

#### 1 地域の多様な関係者が共に支える文化財の保存・継承の取り組みを促進する。

行政、地域住民、博物館施設、大学、学校、NPO、企業等、様々な関係者が連携し、個々の役割分担に沿って、文化財の特性に応じた保存と有効な活用が図られるように所有者を支援するなど、地域の多様な関係者が共に支える文化財の保存・継承の取り組みを促進する。



#### 主な取り組みの方針

- 「文化財保存活用地域計画」や個別の文化財の「保存活用計画」の作成に努める。
- 地域が一體となって保存・活用を推進できる基盤の構築に努める。
- 若い世代が地元の無形民俗文化財保存団体等と交流を行う機会を設けるなど、無形民俗文化財の担い手の育成に努める。
- 県や市町村は国などが実施する研修機会への積極的な参加などにより、文化財の専門的人材の育成に努める。

#### 2 文化財の魅力や価値の共有による地域のアイデンティティーの確立を促進する。

地域の多様な層に対して、興味深く親しみやすい表現により文化財に関する情報の提供に努め、文化財の魅力や価値を共有することにより郷土愛を育み、地域のアイデンティティーの確立を促進する。

#### 主な取り組みの方針

- 地域にある文化財の調査研究・把握に努める。
- 指定文化財としての指定や登録文化財としての登録など、将来的な保存活用の方向性を見据え、多様な観点から検討する。
- セミナーの開催や、紙媒体、インターネット、動画等様々な手法による文化財の価値や魅力の共有化に努める。



#### 3 文化財を活用し、来訪者を増加させる地域の魅力づくりを促進する。

多様な関係者により住民の誇りとなり来訪者にとって魅力的な景観形成やまちづくりの取り組みであるとか、未指定の文化財の掘り起こしや評価を進めながら、他の地域資源とのグループ化やストーリー作りなどにより文化財の面的な活用を図るなど、地域の特性に応じた方向性に沿って、来訪者を増加させる地域の魅力づくりを促進する。

#### 主な取り組みの方針

- セミナーの開催や、紙媒体、インターネット、動画等様々な手法による文化財の価値や魅力の共有化に努める。(再掲)
- 文化財の共同展示や広域的な広報物の作成など、効率的な普及啓発に努める。
- 城内におけるまちづくり分野との連携により、文化的景観や建造物、史跡など、まちづくりへの文化財の活用に努める。
- 年賀状や図鑑を用いて、誰もが理解しやすい案内表示など、来訪者の受け入れ環境の向上に努める。
- 周辺地域に所在する多様な文化的遺産を総合的に把握したうえで、文化財以外の地域資源も含めた面的な活用に努める。



### 県が主体となって講じる措置・県内の市町村への支援

#### 【県が主体となって講じる措置】

- 指定文化財の所有者等に対する修理・整備等に対する支援
- 所有者等に対するその他の支援
- 域内の市町村や博物館等における専門人材の育成・確保
- 文化財の調査・指定
- 価値や魅力の共有化
- 情報発信等
- その他の取り組み

#### 【県内の市町村への支援】

- 市町村が行う文化財の保存・活用に関する取り組みへの支援
- 市町村の文化財保存活用地域計画策定の支援
- 専門職を配置していない市町村への支援

### 防災及び災害発生時の対応

#### 【災害に備えた平時からの普及啓発】

- 普及啓発活動や防災対策の取り組みの促進
- 文化財の現況の把握と防災スキルの向上
- 文化財防災ネットワークの設置・運用

#### 【被害状況の収集・緊急的なレスキュー活動など災害発生時に使う取り組み】

- 文化財被災状況の収集・共有化
- 被災時の対応

### 文化財の保存・活用の推進体制

- 県と市町村との協議の場の設置
- 人材の配置について

- 連携部局の施策との連携
- 民間団体等との連携

## 都留市文化財保存活用地域計画について／計画策定のフロー詳細

## 策定・認定期間

令和7年度～令和8年度（2ヶ年）

市町村による実施

文化庁長官による  
認定事前把握  
・  
調査

計画作成

認定

- ・文化財所有者アンケートの集成
- ・関連する行政計画の把握
- ・など

- ・文化財審議会からの意見聴取
- ・住民からの意見反映
- ・山梨県文化財保存活用大綱・第7次長期総合計画内容との擦り合わせ

※第7次都留市長期総合計画も  
R7～R8にかけて策定予定

文化庁からの技術的助言

国の文化財登録原簿への登録の提案  
市町村への一部事務の権限移譲

第7次都留市長期総合計画開始

令和9年度～

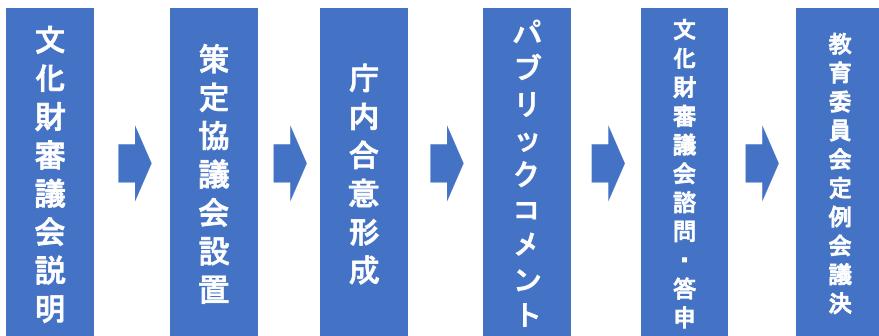
市町村による実施

情報発信  
・  
計画実施

# 都留市文化財保存活用地域計画について／計画策定の経過

## ◆ 各自治体の計画作成の経過

- 複数年で計画作成を行っており、協議を重ねて計画案を作成している。
- 現状把握を初年度に行い、次年度以降に課題や方針を決定している。



## (事例) 神奈川県伊勢原市の作成経過

### (1) 伊勢原市文化財保存活用地域計画作成の経過

内容	期間	結果
第1回伊勢原市文化財保存活用地域計画作成協議会	令和2年7月27日	
第2回伊勢原市文化財保存活用地域計画作成協議会	令和2年9月30日	
第3回伊勢原市文化財保存活用地域計画作成協議会	令和2年11月27日	
第4回伊勢原市文化財保存活用地域計画作成協議会	令和2年12月23日	
市民団体向け説明会の開催	令和2年10月21日から 令和2年11月13日まで	出席者 計41名
庁内意見聴取会の実施	令和3年2月1日から 令和3年2月5日まで	5組計 25件
パブリック・コメントの実施	令和3年2月15日から 令和3年3月14日まで	3人 12件
伊勢原市文化財保護審議会への諮詢・答申	令和3年3月23日	出席者 6名
伊勢原市教育委員会定例会への陳述の上程・議決	令和3年3月25日	

## (事例) 長野県塩尻市の作成経過

令和3（2021）年度

会議名等	日程	内容
第1回文化財保護審議会	7月16日	・本計画作成について説明
第1回協議会	7月20日	・本計画作成の目的及び位置付けについて
市民アンケート	8月1日～ 9月30日	・文化財に対する市民意向の把握
文化庁協議	8月2日	・本計画作成にあたり、留意事項の確認
文化財所有者アンケート	9月14日～ 9月30日	・文化財所有者の現状と課題の把握
文化庁協議	12月20日	・本計画作成の経過報告 ・今後の進め方の確認
政策調整プロジェクト会議	12月21日	・本計画作成の経過報告
第2回協議会 (書面開催による意見聴取)	1月21日～ 1月28日	・塩尻市の概要について ・文化財の概要について
第2回文化財保護審議会	3月10日	・地域の骨子について意見聴取
文化庁協議	3月22日～ 3月23日	・現地指導

令和4（2022）年度

会議名等	日程	内容
第1回協議会	6月29日	・歴史文化の特徴について ・文化財の保存・活用の方針について
第2回協議会	10月14日	・文化財の保存・活用の方針について ・関連文化財群について ・推進体制について
文化庁協議	11月29日	・本計画全体について
第1回文化財保護審議会	12月20日	・文化財保存活用地域計画について
パブリック・コメント	1月10日～ 1月31日	・文化財保存活用地域計画について市民意見聴取
定例教育委員会・協議会	1月26日	
序議	2月16日	
塩尻市議会・社会文教委員会・協議会	3月7日	・文化財保存活用地域計画について
第3回協議会	3月20日	
定例教育委員会	3月23日	

## ◆ 都留市文化財保存活用地域計画について／ガイドラインを踏まえた計画の策定①

- ・ 計画の策定にあたっては、都留市が令和6年7月に策定した「個別計画の策定及び運用に関するガイドライン」に基づき策定を行う。
- ・ 外部委託の必要性の検証、策定スケジュール等、庁内ルールを踏まえるとともに、文化財保護・活用における地域課題解決や継続的な運用のため、真に必要な計画の策定につとめる。

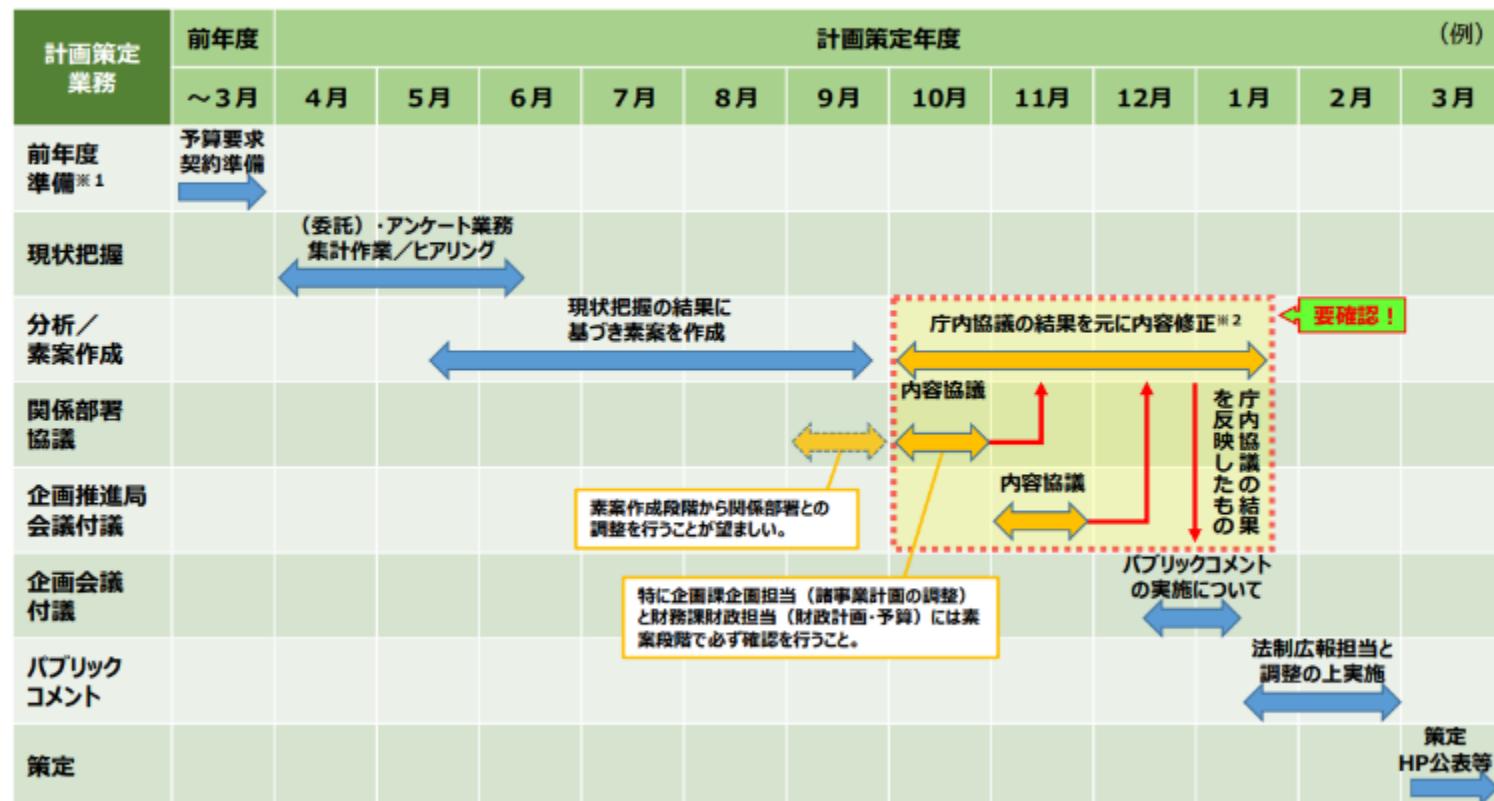
### 2-3 策定までのスケジュール

ガイドライン抜粋

従前の計画策定と大きく異なる点は、担当課で素案を策定した後、**関係部署及び企画推進局会議での協議を計画に反映させる機会**を設ける。

これにより、**長期総合計画や財政計画に基づく都留市として一体的かつ体系的な個別計画の策定**を行っていくものである。

なお、下記はあくまで一例であり、実際には審議会設置等異なる手法により策定する場合もあるが、**庁内協議は必ず実施**するものとする。



## ◆ 都留市文化財保存活用地域計画について／ガイドラインを踏まえた計画の策定①

- ・ 計画の策定にあたっては、「個別計画の策定及び運用に関するガイドライン」に記載のとおり、都留市長期総合計画との整合性を図る必要がある。
- ・ なお、都留市文化財保存活用地域計画は整合性を図る観点から、第7次都留市長期総合計画の策定年度である令和9年度に、あわせて策定する。地域計画の作業と総合計画の作業スケジュールが並行することから、適宜、総合計画の策定部局と情報共有を行い、内容のすり合わせを行う。

### 3-3 目標（目指す将来像）の設定

ガイドライン抜粋

個別計画の「目標（＝目指す将来像）」は、本市の最上位計画である長期総合計画との整合性を図る必要があり、そのためには、長期総合計画で定める将来像やまちづくりの方向、それに紐づく各政策を意識したうえで設定しなければならない。



要確認！

個別計画の目標を設定する際には、基本構想で定める「まちづくりの方向」と基本計画で定める「政策」を意識し、それらの達成・実現に向けた目標でなければならない。

つまり、個別計画を策定するにあたってはそれ単独ではなく、上位計画である長期総合計画や関連する他の個別計画、あるいは国や県などの計画等も踏みて整合性が取れた内容である必要がある。

#### 個別計画の位置付け

すべての個別計画はそれ単独ではなく、他の計画等との関連性を加味して策定する必要がある。個別計画の位置付けの一例は右図のとおり。

#### 都留市長期総合計画

反映

個別計画

他の  
個別計画

反映

国や県の関連計画

他の  
個別計画

反映

国や県の関連計画

# 都留市文化財保存活用地域計画について／神奈川県伊勢原市の事例①

## ◆伊勢原市文化財活用地域計画とは

近年、過疎化や少子高齢化など社会状況が大きく変化していく中で、各地域の貴重な文化財についても継承者が見つからないまま滅失・散逸する例が少なくない。この状況に歯止めをかけるため、文化庁は平成30年に文化財保護法を改正し、文化財保存活用地域計画の作成の制度化により、地方の文化財保護体制の強化を図った。

この地域計画の作成は、以下の3つの効果が期待されている。

- ・市町村が地域計画を作成することで、各地域の文化財行政が目指す方向性や取組の内容を“見える化”し文化財の特徴を最大限に生かす。
- ・中・長期的な取組目標を立てることにより、保存・活用の取組を計画的・継続的に実施していく。
- ・文化財の専門家だけではなく、市民や観光関係部局、一般企業など、多様な関係者が参画した地域社会総がかりによる文化財の次世代への継承に向けた取組みを促進する。

### □目的

地域計画を作成することによって、市・市民・事業者・文化財所有者が伊勢原の歴史文化の価値と魅力を認識し、積極的にその保存・活用に関わることで、適切な保存と継承をはかり、歴史文化を地域の資産としてまちづくりにも生かしていくことを目的とする。

### □計画の位置づけ

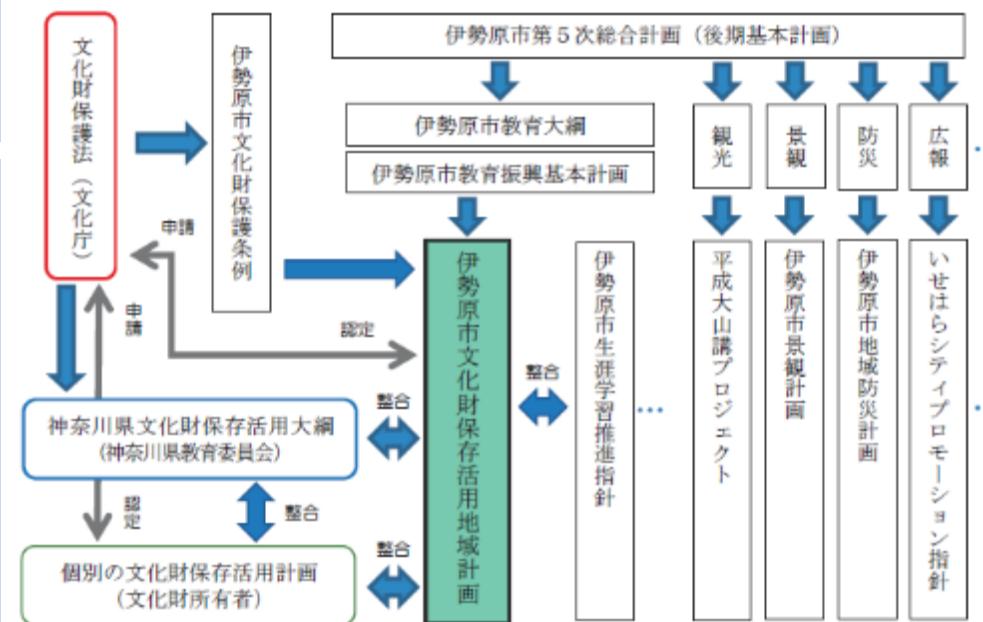
平成30年の文化財保護法の改正により、都道府県によって作成される文化財保存活用大綱の策定、市町村による文化財保存活用支援団体の指定とともに、市町村が作成する文化財保存活用地域計画及び国指定等文化財の所有者等が作成する保存活用計画の文化庁長官による認定が制度化された。

伊勢原市文化財保存活用地域計画は、令和3年7月に文化庁長官の認定を受けており、令和元年に策定された神奈川県文化財保存活用大綱を勘案し、伊勢原市歴史文化基本構想を継承発展させた計画である。

また、当市の行政全体の最上位計画である伊勢原市第5次総合計画後期基本計画、第2期伊勢原市教育振興基本計画や、関連するそのほかの計画や法制度との整合連携を図っている。

### □計画期間

設定期間については、通常の計画期間である5年間に現行の総合計画、教育振興基本計画の設定期間である2年間を加え、令和3年度（2021年度）から令和9年度（2027年度）の7年間としている。



具体的な体制図（伊勢原市文化財保存活用地域計画 拠点）

# 都留市文化財保存活用地域計画について／神奈川県伊勢原市の事例②

目指す方向性

歴史文化の適切な継承とまちづくりへの活用

## 《 基本的な考え方 》

文化財調査の計画的、継続的実施と価値の共有化

〈文化財の調査〉

## 《 方針 》

- 市の歴史文化の特徴に沿った戦略的、重点的な調査の実施
- 市域の文化財の把握、状況を明らかにする計画的・継続的な調査の実施
- 市所有資料の有効活用に向けた必要な調査・整理の継続的な実施
- 文化財調査に関する関係団体、機関との連携、市民団体の活動支援
- 収集した調査情報の管理・データベース化
- 調査成果の公表、インターネットを利用した効果的な公開
- 事業者の負担軽減に向けた発掘調査の効率化の検討

所有者を支える連携による文化財の保存

〈文化財の保存〉

- 文化財保護条例に基づく指定・登録制度の積極的運用
- 国・県・市指定文化財の計画的な保存修理
- 所有者との連携による文化財の適切な維持管理と保存活用計画の作成
- 文化財の防災、防犯対策の検討
- 市所有文化財の保管施設の確保、適切な保管環境の整備
- 所有者不明・未指定文化財に対する適切な保存策の検討

文化財の活用による価値の共有、地域活性化とまちづくりへ

〈文化財の活用〉

- 幅広い年齢層へ向けて、地域の文化財への理解を深める公開、体験的事業等の積極的な活用の推進
- 常設展示施設や文化財活用の拠点施設の確保の検討
- 文化財の見学に際する環境整備の推進
- 学校との連携による文化財の教育活用の充実
- 様々な媒体を通じた文化財情報の発信、公開等による普及啓発の推進
- 関係機関等との相互連携による文化財の活用範囲の拡大、活動の支援
- 効果的な情報発信によるシティプロモーション
- 地域活性化へつなげる観光事業としての文化財活用の推進
- 文化財の保存に配慮した活用方法の検討、選択

文化財を継承する人のつながり

〈人材育成〉

- 文化財の調査・保存・活用に携わる人材・団体の育成、増員、活動の支援
- 無形民俗文化財等の後継者育成を目指す保存団体等の活動支援
- 文化財後継者の育成のための公開・活用事業、文化財所有者の管理ノウハウの継承

## □ 文化財保護に関する方針

伊勢原市の文化財保護は、「調査」を起点とし、明らかにした“価値の共有化”から、「保存」と「活用」を循環させることで“更なる価値の発見”が「保存」への原動力となり、魅力的な「活用」へと結びつくことを目指します。その過程で、“ひとつづくり”を図りながら、地域活性化やまちづくりへとつなげていこうとするものである。

このような循環のなかで文化財所有者、行政が一体となった計画的な保存、管理に努め、さらに所有者や事業者、市民団体等との連携により、周辺環境を含む文化財を地域ぐるみで継承していく環境づくりを進める。

## ◆ 設定する柱のイメージ

### 《目指すべき方向性》

文化財保存・活用の全体的なビジョンの設定



### 《基本的な考え方》

文化財の「調査」「保存」「活用」「人材育成」等の考え方の設定



### 《方針》

個別具体的な方針の設定

## □ 文化財調査

### ・ 状態、状況を把握する調査

今後の修理や適切な保管環境を検討するために、文化財の状態や保管状況を確認する調査を実施している。

## □ 文化財保存

### ・ 保存・修理に対する補助

市条例により、市指定文化財をはじめ国や県指定の文化財を国、県の補助金を用いて保存修理する場合にも市が応分の負担を行うため補助金を交付できる規定を設けている。

また指定文化財の保存に必要となる収蔵庫や防災設備についても補助制度を利用し、消火施設等が整備されている。

### ・ 文化財の防災・防犯対策

県教育委員会と協力し、地域における文化財の所在情報を防災関係機関等で共有し、防災対策の検討を行う。

市域の文化財に対するパトロールや消防本部による文化財防火デーの査察、防火訓練を通じて、文化財所有者や管理者に対する事前対策、応急対策の啓発を行っている。

## 調査

### 文化財調査の計画的、継続的実施と価値の共有化

#### ●市民と連携した調査

- ・市内石造物調査
- ・団体による文化財調査への支援
- ・市域の重要遺跡に関する学術調査の検討



市内石造物調査

#### ●専門家による調査

- ・無形文化財状況調査
- ・未調査建造物の補足調査
- ・大山関係文化財の調査
- ・市史資料等の再整理
- ・埋蔵文化財確認調査
- ・埋蔵文化財本发掘調査の実施方法の検討



民間工事に伴う発掘調査

#### ●調査成果の共有

- ・文化財資料のデータベース化

## 保存

### 所有者を支える連携による文化財の保存

#### ●保存を優先すべき文化財の検討

- ・文化財の指定・登録の推進
- ・指定文化財の見直し



宝城坊防災施設整備

#### ●保存のための計画の作成

- ・重要文化財の保存活用計画作成
- ・宝城坊収蔵庫の整備計画検討
- ・個人所有文化財の保存策の検討
- ・市指定遺跡の整備の検討



宝城坊本堂平成の大改修

#### ●文化財の防災・防犯

- ・指定文化財の災害時対策の検討
- ・市所有文化財の保管場所確保
- ・宝城坊防災施設整備



文化財を保存している旧堀江邸

#### ●保存管理のための資金の確保

- ・文化財保存管理補助金の交付
- ・クラウドファンディングの検討

## □ 文化財活用

### ・ 文化財の公開などによる普及啓発の推進

市民の文化財への理解とその保護に対する認識を高めるため、所有者等との調整を踏まえ、文化財の展示会や調査結果の積極的な公開、講座や公園の開催など、普及啓発を推進する。また歴史や文化財がより身近なものと感じることのできるように、体験を重視した事業を展開する。

### ・ 学校教育における文化財の活用

文化財を活用した体験授業や伊勢原市域の文化財を題材にした副読本の作成、配布など、教育センター等と連携をとりながら、文化財を活用した学習機会の充実を図る。

## □ 人材育成

文化財調査・保存・活用を担う人材、団体等の育成と支援地域で文化財を継承していくために、歴史解説アドバイザー養成講座などにより、文化財の調査、保存、活用を担う人材を育成し、実践を行う市民団体の継続的な活動を促進するため支援を行う。

### ・ 文化財所有者の後継者育成

文化財管理のノウハウや適切な取り扱いについての情報共有など、支援を行う。

## 文化財の活用による価値の共有、地域活性化とまちづくりへ

### ● 調査成果の公開

- ・考古資料展
- ・遺跡調査報告会
- ・文化財特別公開
- ・市民団体による文化財展示
- ・文化財特別公開
- ・発掘調査現地見学会



考古資料展

### ● 学びの場の提供

- ・古文書講座
- ・地域連携文化財講座の開催
- ・文化財講演会
- ・文化財ウォーク、史跡めぐり



大山能楽講座

### ● 教育機関における文化財の活用

- ・小中学校への出前授業
- ・学習教材の制作、配付
- ・宿坊体験型教育旅行の誘致
- ・教員研修
- ・小中学校での無形の文化財体験講座

## 活用

### ● 文化財を活用した観光施設等の整備

- ・解説案内板
- ・柱標の設置
- ・文化財拠点施設整備の検討



文化財関係刊行物

### ● 情報発信

- ・文化財関連図書の刊行、頒布
- ・文化財ホームページによる情報発信
- ・英語による文化財情報の発信
- ・歴史文化財映像の制作、公開



高部屋神社参道の改修

### ● 日本遺産構成文化財を活用したまちづくり

- ・日本遺産構成文化財の整備
- ・“おおやまみち”まちづくりサミット
- ・日本遺産「大山詣り」体験ツアー
- ・大山火祭薪能
- ・日本遺産「大山詣り」商品開発
- ・文化財保存活用寄附制度の運用・発展
- ・文化財を活かした観光拠点づくり

## 文化財を継承する人のつながり

### ● 人材育成

- ・歴史解説アドバイザーの養成
- ・専門家による無形の文化財体験教室
- ・文化財データベースの作成に向けた人材育成

## 人材育成

### ● 保存・活用の担い手の支援

- ・文化財活動市民団体の支援
- ・文化財活用市民団体の活動形態の検討
- ・文化財管理マニュアルの作成



大山狂言稽子教室

## 山梨市

- フィールドミュージアム活動を支える人材や組織を「フィールドミュージアムセンター」として登録し、イベントや教育普及事業、文化財や施設の維持管理における支援体制の強化を図る。
- フィールドミュージアムセンターには個人会員と団体会員を設定し、個人会員にはイベント等の情報や参加回数に応じた施設利用の優遇措置を提供するほか、団体会員には活動拠点の提供やグループや活動のPR協力などの支援を行う。上記の団体が組織として成長し、NPOや法人へ移行することによりさらに重層的な支援体制の構築につながる。またこうした団体が貢献度に伴いフィールドミュージアム推進組織の中心である協議会へ代表者を送るなど、将来的にはフィールドミュージアム活動を積極的に取り組んだ市民自らがフィールドミュージアムの中核となっていくようなしくみを構築する。

### 9-3 「山梨市フィールドミュージアムセンター」制度の創設と運用

- 持続可能なフィールドミュージアム活動（文化財の保存と活用に関する市民主体の活動）を支える人材や組織の育成
- 個人やグループを「フィールドミュージアムセンター」として登録

**個人会員**：イベント等の情報や参加回数に応じた施設利用の優遇措置を提供

**団体会員**：活動拠点の提供、グループや活動のPR協力

- イベントや教育普及事業、文化財や施設の維持管理における支援体制を強化
- 貢献度に伴いフィールドミュージアム推進組織の中心である協議会へ代表者を送るなど、将来的にはフィールドミュージアム活動を積極的に取り組んだ市民自らがフィールドミュージアムの中核となっていくようなしくみを構築

■ 主体：市民、民間団体、行政 ■ R5～16



## 甲斐市

### ・ 情報発信・活用・人材育成

図書館・公民館や他部局と連携した活用事業を行います。また、これまで歴史文化にあまり興味がなかつた世代に対しても、歴史文化に関心を持ってもらえるような時代別、テーマ別の教育普及活動を行う。歴史文化資産を活かしたふるさと学習などを通じてジュニアリーダーなどの若い世代が歴史文化と接する機会を多くつくることで、歴史文化を次世代につないでくれる人材を育成する。

### ・ 防災・防犯

各歴史文化資産が抱える災害等のリスクを可視化するために、各種ハザードマップと、これまでに把握した歴史文化資産の位置図を重ね、歴史文化資産ハザードマップを作成する。これにより、歴史文化資産ごとの災害・犯罪リスクを可視化し、災害や犯罪への対策の基礎資料とする。加えて、発掘調査等で知りえた微地形や土層堆積状況をもとに、地域の成り立ちや考えられる災害リスクを、文化財担当者の視点で普及啓発を行う。それらの知識を、歴史文化資産の所有者（管理者）、地域住民などと共有し、地域の防災・防犯意識の向上と、さらなる防災・防犯知識の習得につなげる。

### 方針2-2 関連部局と連携した歴史文化の活用

#### 17 ジュニアリーダー、シニアリーダーとの連携

ジュニアリーダー及びシニアリーダー※が歴史文化に触れる体験会や研修を行い連携を深める。



- 取組主体：行政（文化財担当部局）、行政（関連部局）
- 計画期間：R.5～9

※ジュニアリーダー及びシニアリーダー…青少年育成甲斐市民会議（事務局：生涯学習文化課）が地域や学校でリーダーシップを發揮できる小4～高校生を育成することを目的に活動する組織

### 方針3-2 防災・防犯への備え

#### 25 歴史文化資産ハザードマップの作成

市ハザードマップと歴史文化資産の位置図を重ね、歴史文化資産ハザードマップを作成し、自治会や消防署と共有する。



- 取組主体：行政（文化財担当部局）
- 計画期間：R.5～7

# 都留市文化財保存活用地域計画について／令和6年度の予定

## ◆ 先進地視察の実施

日 程：令和6年9月4日（水）（予備日：令和6年9月5日（木））

視察地：神奈川県伊勢原市（伊勢原市教育委員会教育部教育総務課文化財係）

目 的：文化財保存活用地域計画の策定先進地である神奈川県伊勢原市を視察し、先進地における文化財対策や計画策定について現地職員（伊勢原市教育委員会教育部教育総務課文化財係）との内容の意見交換を行う。

**出席が可能な方は【8月14日（火）】までに事務局までご連絡ください。**

**出席者には視察の詳細を追って送付予定です。**

## 先進地視察内容の詳細とりまとめ 【9月～10月】

都留市文化財保存活用地域計画策定委員会  
 （仮名称）  
 委員の検討と調整  
 【10月～3月】

令和7年度予算協議  
 【10月～3月】

文化芸術振興費補助金  
 申請（予定）  
 （県・国との協議）  
 【10月～3月】

## 都留市文化財審議会への報告【3月予定】

## ◆ 令和7年度

都留市文化財保存活用地域計画策定委員会による計画策定の検討

- 事例収集、市内の文化財の現状調査

文化財審議会意見聴取

## ◆ 令和8年度

都留市文化財保存活用地域計画策定委員会による計画策定

- 計画素案策定、パブリックコメント、議決、計画認定

文化財審議会意見諮問・答申